

令和5年度（2023年度）

第7回北海道環境審議会自然環境部会

議 事 録

日 時：2024年1月29日（月）午後1時30分開会
場 所：かでの2・7 10階 1040会議室

1. 開 会

○事務局（鈴木自然環境課長） 定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第7回北海道環境審議会自然環境部会を開催させていただきます。

2024年、令和6年初めての部会でございます。委員の皆様におかれましては、今年もよろしくお願いたします。

本日、委員総数のうち、現時点で7名ご出席いただいておりますことから、北海道環境審議会条例施行規則第3条第2項の規定によりまして、当部会は成立しておりますことをご報告いたします。

児矢野委員におかれましては、若干遅れているということと、赤坂委員がオンライン出席に急遽変わったのですが、まだオンラインには参加されていません。松島委員におかれましては、オンライン参加でございますが、用務の都合で14時半頃からの参加となると伺っておりますので、ご報告させていただきます。

続きまして、お手元にお配りしている資料の確認をさせていただきます。

次第、名簿、配席図、資料1、資料2は2-1と2-2、資料3は資料3-1から3-3まで、これはそれぞれ資料番号の下に見え消し、溶け込みとそれぞれ記載してございますので、ご注意ください。不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。

オンライン参加の委員にも事前にメールでお配りしておりますので、資料のご用意をお願いいたします。オンライン参加の委員におかれましては、ご発言の際は、挙手あるいは画面の挙手ボタンを押していただき、部会長からのご指名の後、マイクのミュートを解除願います。

本日の議事につきましては、継続議案1件を予定してございます。

終了は16時半を予定しておりますので、ご協力のほどよろしくお願いたします。

それでは、議事に入らせていただきます。ここからの議事進行につきましては、吉中部会長にお願いたします。部会長、よろしくお願いたします。

2. 議 事

○吉中部会長 皆さん、こんにちは。今年もどうぞよろしくお願いたします。

今日の議事は、今ご説明があったとおり、1件、継続の案件です。次期北海道生物多様性保全計画についてということで、そろそろ成案に向けてまとめていきたいと思っておりますので、どうぞご協力をよろしくお願いたします。

それでは、事務局から、資料の説明をできるだけ簡潔にご説明をお願いいたします。

○事務局（橋本課長補佐） それでは、資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。これまでの検討経過と今後の予定です。

これまでの検討経過としましては、前回、12月20日までの自然環境部会での皆様方のご審議とそれまでの経過を記載しておりまして、その下に、今後の検討内容と審議

予定ということで、本日1月29日の自然環境部会、2月の環境審議会親会につきましては、部会の検討状況についてと計画素案（案）に向けたご審議をいただくことを予定してございます。

それから、親会以降、令和6年3月以降につきましては、親会でご審議いただいた内容について、改めて自然環境部会の皆様にご審議いただいた上で、パブリックコメントに向けた手続を進めてまいりたいと考えております。資料1については以上です。

続きまして、資料2-1と資料2-2についてご説明させていただきます。

横版で両面となっておりますけれども、資料2-1につきましては、前回、12月20日開催の自然環境部会の際にご審議いただいた内容、いただいたご意見につきましてどのように対応したのかと、ご意見あるいはご審議をいただいた関連部分が一番左、それに対してのご意見、複数のご意見をいただいたものは一つにまとめる形で整理させていただいておりますけれども、それに対してどのような対応を取ったのかというご審議いただく対応案を整理しております。

内容に移ります前に、資料2-2も併せてご説明します。資料2-2は、12月20日の部会の後に、さらに漏れているご意見やその際にお気づきのことがあれば、紙で事務局にご意見などをお返しいただくようお願いしております、その際にいただいたご意見について、同じように関連の部分、ご意見の内容、対応案ということで整理させていただいております。資料2-1と資料2-2については、そのような内容で整理をさせていただいております。

それでは、内容について改めてご説明させていただきます。資料2-1の一番上の行動計画編ということで、資料3-2の見え消しを開いてください。

このご意見は、基本方針3の取るべき行動に対してのご意見となっております、社会課題の解決や地域づくりへの自然の恵みの活用、基本方針3の中で気候変動の緩和策の推進とトレードオフ、特にトレードオフの部分で記載されていないのではないかとというご意見をいただいております。

これにつきましては、資料3-2の見え消しの18ページをご覧ください。

トレードオフに関する施策を追記しております、具体的には18ページの40行目から41行目にトレードオフに関する施策の部分を追加しています。

次の21ページですが、同じく基本方針3の社会課題の解決、地域づくりへの自然の恵みの活用の中の取るべき行動、この基本方針に向かうに当たってどういう行動を取るべきかというところの三つ目に、ジビエだけではないのではないかと、もっと幅広く野生動物の資源としての活用があるのではないかとというご意見をいただいております。

これに関しましては、同じく3-2の見え消し版の21ページをご覧ください。

前回ご審議いただいた案では、31行目にジビエの活用となっていたのですが、
「鳥獣の有効活用」ということで、見出しとして幅広く受け取れる内容にしています。

具体的な取組に関しましては、生物多様性保全計画の性質上、細かく具体的な施策を

書き込むよりは、大きな方向性を示すという意味合いもあって、個別の具体的な部分は、エゾシカの管理計画とかヒグマの管理計画といった個別の管理計画の中で進められるものと考えておまして、まずはジビエだけではなくて幅広いものを取り込んでいきますという見出しの修正で対応させていただいております。

続いて、資料2-1の2ページをご覧ください。同じく行動計画編の基本方針3の取るべき行動の4番目、文化の部分でご意見をいただいております。

これに関しては、特にアイヌ文化に関しては記載するべきとのご意見をいただいたという審議結果になってございましたので、内部でさらに調整を図りまして、今回、縄文文化とアイヌ文化の部分で関連する施策の概要ということで追加しています。

具体的には、22ページをご覧ください。関連する施策ということで、34行目から37行目に、縄文文化に関連した施策、アイヌ文化に関連した施策が追加になっております。

さらに、考え方につきましても、18行目から20行目に縄文文化の内容が追加になってございます。

関連して、文化に関連した伝統文化の継承と振興、これが道民の生きがいの創出や心身の健康増進につながっていく、そういった取るべき行動になっていたのですけれども、そこがなかなか理解しづらいというご意見をいただいております。

ここに関しましては、取るべき行動を文化の継承とか振興までにとどめる形にしております。その形で、具体的に伝統文化の継承や振興を図っていくという取組が、今回、新たに追加になっております。

具体的には、同じく22ページの10行目から12行目の道民の生きがいの創出と心身の健康増進を図るところを削って、伝統文化の継承と振興というところにとどめているという整理をさせていただきました。

続いて、資料2-1の3ページ目をご覧ください。こちらに関しては、国際的な視点を表現の中にきちんと盛り込んでいくべきではないかというご意見をいただいております。プランテーションなどに触れた部分などを挙げてグローバルな視点が必要ということ、この辺りをきちんと反映させるということで、25ページの基本方針の4番目、自然とのつながりの実感による道民行動の変容の中の取るべき行動の3番目、この考え方の中にそういったところを盛り込んでいます。

さらに、生物多様性について、国内外にきちんと目を向けるべきということに関しましては、見え消し版は23ページをご覧ください。

こちらは行動計画編ではなくて3-1でした。失礼しました。資料3-1の見え消し版をご覧ください。本編と書かれているものです。

23ページのところに、自然とのつながりの実感による道民行動の変容ということで、17行目から18行目、こちらに道内外の生態系のつながりに気づいたところ、この記載を追加してございます。

それから、環境ラベルの重要性についてのご意見もありましたが、これにつきましては、また飛ぶのですけれども、先ほど見ていただいていた資料の3-2の見え消し版の25ページです。10行目から12行目に環境ラベルの記載を追加させていただきます。

それから、自然との触れ合いの中で、触れ合いの具体的な施策の中身が森に偏っているのではないかと、ほかの生態系もあるのではないかとというご意見もありまして、これに関しましては、湿地や草原など様々な環境に、主に環境省に設置されているビジターセンターなどと連携するというような施策の部分を、資料3-2の24ページ、行数でいきますと39行目から40行目、こちらに関連施策ということで追加させていただきました。

ビジターセンターを追加させていただいたのですけれども、資料3-2に戻っていただいて、22ページの説明し忘れたところを改めてご説明します。

資料3-2の22ページで、文化の継承と振興、これが道民の生きがいの創出と心身の健康につながるというところが分かりづらいということで、後半、生きがいの創出と心身の健康増進はここから省いているのですけれども、逆に今回、取るべき行動の3番目にこの内容を移しております。20ページをご覧ください。

こちらの考え方の中に、自然の中のレクリレーションが心身の健康増進に寄与する、あるいは健康の増進にもつながっていくことが期待されるという記載を追加して、取るべき行動の3番目で関連施策を記載する整理に変更しました。

その結果として、22ページの7行目、8行目をご覧ください。同じ取るべき行動の4番目の下、44行目と45行目に入っていた関連施策ですけれども、これが取るべき行動の3番目に移りまして、7行目、8行目にこのまま記載されており、森林浴などが健康増進につながるというところに関わる関連施策ということで記載をするという整理をさせていただいております。

資料2-1に戻りまして、3ページの下の方の行動計画編のペットや飼養動物の記載、野生動物の餌づけの辺りの記載についてご審議いただきました。

これに関しましては、資料3-2の26ページをご覧ください。

この考え方の中で、飼養動物に対しての生物多様性との関わりや、野生動物との関わりの中での感染症や人獣共通感染症の課題、それが餌づけにも関わってくる、それから、飼養動物、野生動物であるかを問わず、命の部分に関しては、触れ合いの中での課題などをきちんと啓発していくといった内容で、この考え方の中でいただいたご意見などを整理することにさせていただいております。

続いて、資料2-1の4ページですが、基本方針4の自然とのつながりの実感による道民行動の変容について、取るべき行動の5番目の教育の関係についてご意見をいただいております。

具体的に、教育指導要領などの部分で関わりを持っていったほうがいいのではないかとというご意見もいただいていたのですけれども、ここは具体的な取組に入ってくるもの

ですから、ここの部分を承知はしつつ、具体的な取組の中で検討していってもらいものと考えておりました。教育指導要領に係るところまでの反映はしていないのですが、ヒグマなどは小さいうちから関わりについて正しい知識を身につけるべきというご意見もありましたが、26ページの考え方の中に野生動物との関わりの部分を記載させていただきました。これも、同じく考え方の部分で整理したことになります。

続いて、横断的・基盤的な取組です。資料3-2の29ページ以降になりますが、そもそもデータ自体が十分ではないということに記載するべきということに関しましては、29ページの取組の考え方でデータが不足しているということ踏まえつつ記載を充実させるということで対応させていただいております。

同じく横断的・基盤的な取組ですけれども、(2)世界目標、国家戦略に貢献するという視野に入れて、国内外の様々な主体と連携をしていくというところで、誰がというところが分かりづらい、明確ではないということがありましたので、30ページの7行目で「道を含む」として、道と国内外の様々な主体が連携をしていくという説明を加えさせていただきました。

続いて、資料2-1の5ページです。同じく横断的・基盤的な取組の中で、モニタリングについて記載すべきというご意見をいただきましたが、これに関しましては、29ページに、基本方針1などに書いてあるものが主になりますが、再掲の形で、希少種の調査の話や外来種の話、モニタリングに関して36行目から38行目に記載させていただきました。

また、教育機関との連携というご意見もありましたが、31ページの10行目に、研究・教育機関や市民団体との連携という具体的な連携先に教育機関との連携というものを記載させていただいております。

国際機関との連携の部分も、30ページの35行目に国際機関等との連携ということで具体的に記載させていただきました。

最後に、資料2-1の6ページですが、横断的・基盤的な取組の中のマッチングという言葉ですけれども、それ以外の言葉を使うという形で修正しております。

それから、指標に関しましては、ご意見をいただいた内容について修正を反映する形で整理させていただきました。

資料2-2は、写真の差し替えや文言の修正という形で対応させていただいております。前回の資料と対比は見え消し版で可能ですので、そちらを参照しながらご審議をいただければと思います。私からの説明は以上です。

○吉中部会長 どうもありがとうございました。

前回の審議の際にいただいたご意見、その後、追加でいただいたご意見、主に行動計画編のところが多かったようですが、それについて修正案をご説明いただきました。

資料2-2の説明はされなくてもよろしいですか。

○事務局（橋本課長補佐） では、簡単にご説明をさせていただきます。

流水域、浅海域の写真のご意見をいただいていたけれども、こちらは写真を差し替える形で、本編見え消し版ですと8ページの写真を差し替えさせていただきました。

それから、各主体の役割のところ具体的な主体の記載をしてはどうかというご意見をいただいております、これに関しましては、28ページに書いてある団体、ここを関係団体とか機関という表現に修正することで、その中に関係の団体の皆様方と一緒に進めていくということを含めていますという整理をしております。28ページの本編の見え消し版ですから、資料3-1、28ページの18行目の見出しのところで関係団体や機関という表現を使っております。

それから、関連指標群を使ってどのように評価するのかという表現について、元案でいきますと正しく表現されていないのではないかというご意見をいただいております。ここに関しましては、30ページの13行目に、施策の実施状況や関連指標群の状況を基にした評価を行うという文言整理をし、実態に合う評価の仕方の表現とさせていただきます。

それから、渡り鳥の関係です。国をまたぐような野生生物の表現についてのご意見もいただいております、資料3-2見え消し版の行動計画編の1ページをご覧ください。

22行目のところに、「道内外の各地をまたぎ移動する鳥類」となっていたものを、「国内外」という表現に変えまして、国際的に移動するものも取り込むような表現に修正をいたしました。

裏返していただきまして、同じ行動計画編です。野生鳥獣対策に対応した専門的職員の配置について追記すべきというご意見をいただいております、こちらに関しましては、現在、それを進められるようにどうするのかというところでの検討を、主にヒグマ対策に関連して進めているタイミングで、かなり個別具体的な取組になりますので、行動計画編の関連施策の中には今の段階では書けないかなというところですが、今後の施策を進めるに当たって、その部分も留意しながら進めていくというようなことで、今回は具体的な記載についてはしないという対応案をお示しさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最後の行動計画編の30ページの指標一覧ですけれども、この中に、漁業について、あるいは海洋環境についての指標がないのだけれども、設定すべきではないかというご意見もいただいております。

ここについては、水産部局とも調整を図りながら、こういったものを指標として利用できるのかというところを調整する中で、今回、可能なものを取り込んできたのですけれども、関連指標群としてお示しするにはまだ我々としてはついていくのは難しいと思います。そういったものについては、今後の技術的な進展に応じた指標の見直しと、そのタイミングでそれを取り込むかどうかの検討をさせていただきたいということで、今回については、今後の課題ということで、具体的な対応案としてお示ししているところはないという状況です。

資料2-2については以上になります。

○吉中部会長 どうもありがとうございました。

それでは、どこからでも結構ですので、お気づきの点、ご不明の点も含めてご質問などをいただければと思います。

資料がいろいろあって分かりにくいので、ご提案ですが、資料3-1、3-2、3-3のそれぞれ見え消し版のページ数でお示しいただくのが一番いいと思います。いかがでしょうか。

○白木委員 全体に関わるのかと思うのですが、最初のほうに、この生物多様性保全計画は主な目指すところを書くもので、個別の細かい施策についてはそれぞれの個別の計画等で扱うとおっしゃられていたと思います。例えば、ヒグマとかエゾシカは個別の管理計画とかがあって進められていると思うのですが、ここに挙げられているもの全てが個別の計画等を持っているわけではないと思うのです。例えば、希少種等は北海道希少野生動植物種保護基本方針は出ていると思うのですが、これに合わせて個別の計画が進められていることはないような気がします。そういった計画がないものは、誰がどのようにして具体的なことを進めていくのでしょうか。

○吉中部会長 事務局、ご説明いただけることありますでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） 先ほどの基本方針につきましては、条例の中で道が定めることになっている北海道希少野生動植物種保護基本方針、同じように外来生物に関しても基本方針はあるのですが、そういったものをベースにして個別の取組に関しては進めていくことになるのですが、今回、生物多様性保全計画で大きな方向性を示す形になりますので、この方向に沿った形でそれぞれの取組を進めていくことになります。

これに関しては、具体的なものでいきますと、実施要領をつくって取組を進めるということもありますし、個別に計画をつくるということになれば、つくって進めることもあるのでしょうか、それぞれの内容に沿って進めていくということ考えております。

○白木委員 では、今、管理計画がないものに関しては、北海道が実施要領をつくって進めていくということでしょうか。北海道の部局が進めていくということですか。

○事務局（橋本課長補佐） そのようなものもあるでしょうし、それ以外の形で進めるものもあると思いますので、それぞれケース・バイ・ケースになろうかと思います。

例えば、多様な主体で進めるようなものに関しては、北海道が取組を進めますということではなく進んでいくものもあると思います。そういったものに関しては、別な形での取組になると思っています。

○吉中部会長 今、白木委員から、特に希少種の話挙げただいたと思うのですが、条例に基づく希少野生動植物種管理基本方針を道が策定しているということですが、例えば、行動計画編、資料3-2の見え消し版の8ページに、まさに希少種の保全という関連する施策の概要のところにあると思いますが、ここには今おっしゃった希少野生動植物種管理基本方針のことは出てこないのですけれども、この辺りはどう理解す

ればいいでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） 現在、8ページの一番上の希少野生動植物種の保全などを検討する有識者会議の開催、生息状況の調査の実施、高山植物監視パトロールの実施などの保全対策を推進しますとあります。これは、具体的に道が実際に進めている取組の一環で、こういった中で基本方針の考え方をきちんと踏まえた具体的な取組につなげていく形で反映させていくことになると思います。

次の行にいきますと、国の天然記念物であり北海道の鳥に指定されているタンチョウに関しては、保護増殖事業を適切かつ効果的に実施するための越冬分布調査の実施、生息地分散を図るための給餌事業の在り方の検討を進めますとあります。こちらは、種の保存法の国内希少野生動植物種ということもありまして、環境省が分散計画などをつくって、今後のタンチョウの保護をどうやって進めていくのかというところを関係機関などと議論しながら計画をつくって、それに関わる関係者として、私たち北海道も含めて関わっている、その中での取組として、こちらの3行で記載させていただいております。

ケース・バイ・ケースというお話をしましたけれども、こういった国が主導で進めるもの、あるいは北海道として独自に保護を進める検討をするものがあり、さらに、その進め方も、条例の指定種にして規制をかける形もありますし、地域の皆さんと一緒に保全につながるような取組を振興局のほうで起こしていく取組もあるでしょうし、そういったケース・バイ・ケースの対応で、ここにあります取るべき行動としてうたっている内容を実現していくというイメージで考えておりました。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

○白木委員 分かりました。この計画の審議のときではなくてもよいと思うのですが、例えば、ここで出来上がった行動計画に関して、例えば、こういうところで具体的にこういう取組をやっていきますということは、例えば、後からでも情報共有させていただけるのですか。

○事務局（橋本課長補佐） 計画の進捗状況の評価のタイミングで、それぞれの関連施策が具体的にどういう形で実施されているのかということ整理して、それを審議会の中で見ていただく形になると思いますので、そのタイミングではご説明をすることになるのかなと考えています。

○白木委員 分かりました。

もう一つあるのですけれども、先ほどの北海道希少野生動植物種保護基本方針が平成26年に出ていますが、これに関しても、関連施策とかがこれまで実施されているのなら、どのようなことが実際にやられてきたのかということ、今回でなくてもいいので、教えていただけるとありがたいです。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 いろいろと反映、ご検討いただき、どうもありがとうございました。

幾つかご対応いただいたところに関して気がついた点がありますので申し上げますが、

まず、行動計画編の18ページのトレードオフのところですか。入れていただいてどうもありがとうございました。ただ、ちょっと思うに、(1)の取るべき行動の最初に相反の最小化があって、これはトレードオフですが、その後、及び相乗効果の最大化と、二つが並列で対等に並んでいるわけです。他方で、今回ご検討いただいて反映させていただいたものを拝見しますと、トレードオフの部分は状況の把握だけでして、緩和策が非常に多いという気がします。例えば、確かに影響の把握というのは非常に重要であると思うのです。

ですので、具体的な案として、アのところの文言ですが、生態系への影響の把握及び便益の相反ですか、影響の最小化に向けた努力というふうにタイトルを入れて、二つの丸の次の三つ目に、上記の検討結果及び収集した事例の分析を経て適切な対応を取るよう努めますと、日本語はもう少し適当なものがあるかもしれませんけれども、こういう一文を入れていただければいかがでしょうか。

「努めます」なので、何か具体的なことを必ずやらなければいけないという話ではなくて、将来に向けて対応を取るよう努めますということなので、よいのではないかと気がします。

2点目は、21ページのジビエに限られないのではないかとということです。前回、動物園の屠体給餌の話をして、坂東委員もご発言くださったのですが、これだとジビエにしか見えないので、タイトルのところで、鳥獣の有効活用というと、鳥獣自体は生きているものも有効活用するのかと勘違いされかねないです。

そこで、具体案ですが、ウの「地域資源としての鳥獣肉・皮革などの有効活用」としてはどうかということです。

それから、最初の黒丸のところも、「狩猟による捕獲の推進とエゾジカなどの野生鳥獣肉・皮革などの利用拡大」と入れると、少し広がるのでいいと思いました。

三つ目ですが、22ページのところで、アイヌの部分をご検討いただき、ありがとうございました。

中身に関しては異論はないのですが、アイヌ文化はまだ現在も続いている文化と認識されていると思うのですが、縄文文化は歴史的なものですので、縄文文化とアイヌ文化の順番を入れ替えてはどうかと思いました。

基礎資料編のところにも、縄文文化、アイヌ文化とあるので、ここもアイヌ文化を先に持ってきたほうがいいのではないかと思います。

もちろん、縄文文化は世界遺産にも指定されましたので、北海道としては力を入れているというのは分かるのですが、アイヌ文化も、それよりも早い段階で力を入れてきていて、実際に法律も段階ごとにつくられています。道外から来ると、北海道はアイヌ文化、アイヌ民族のことに力を入れていますねと皆さん思われるので、順番を入れ替えてはどうかと思いました。

むしろ、縄文文化のほうが先に来ると、なぜというふうに思ってしまうということも

あります。

その次ですけれども、24ページですが、森林に力を入れ過ぎていて、ほかのことにあまり考慮されていないのではないかと、というところで、ビジターセンター等を入れていただいたというお話で、これは非常によいのではないかと思います。それでも、流氷と森林とビジターセンターだけで尽くされるのか、私は生態系関係専門ではないので、この辺りはそちらのご専門の委員にご意見を伺ってみたいと思いました。ほかに何かアイデアがあるのかどうかというところです。

それから、29ページにモニタリングを入れていただいたということですが、表の取組の考え方のところには調査研究モニタリングと書いてありますが、世界遺産の、サケと希少種についてモニタリングがありますけれども、それだけでいいのでしょうか。これも科学者の方のご意見を伺ってみたいと思いました。

それから、30ページですけれども、私の発言で、国際的なものとは何か、JICAは国際機関ではないですねという話で、「国際的な」にさせていただいたのだと思います。

それは大変ありがたいのですが、1個目の黒丸印が、国際機関との連携や環境分野における海外からの研修受入れということで、初めのほうは一般的で、海外からの研修がやたら具体的なので、もうちょっときれいな表現がないかなと思いました。ここは妙案がなくて、申し訳ありません。

次に、本編の23ページですが、これも私が申し上げたところで、国外とか海外の話がどうかということです。道内外の生態系のつながりを入れていただいたということですが、この間も申し上げたように、道内外というと、一般の国内の市民は、道とほかの県との関係のことに思いが至って、私のように国際法をやっている人は国際もここに入るよねと思うと思いますが、一般的にはそう思う人は少ないのではないかと気がします。

したがって、ここに国外というのはその上に入っていますけれども、明示的に入れていただいたほうがよろしいのではないかと気がしました。

もう一つは、環境ラベルの話です。私が国際のラベルも入れるべきだと申し上げたのをご協議いただいて、ありがとうございました。

例えば、MSCが入っています。MSCは漁業認証だと思うのですが、漁業認証が環境ラベルと言っていいのかなと思います。漁業者の方は抵抗をお持ちになるかもしれないので、例えば、「環境ラベルを含む国際・国内の認証制度」とするといいのかもしれない。

農業認証も、グローバルGAPがありまして、あれも環境は重視されていますけれども、必ずしも環境だけではなくて、漁業もそうだと思うのです。ですから、そのところはもう少し広げておいたほうがいいと思います。そうすると、図の下のところも表記を変えたほうがいいと思います。ただ、環境省データベースとホームページで書いてあるから、環境省がそういう位置づけをされているのであれば、それはそれでいいのかも

しれないですけれども、そんなことを思いました。

それから、28ページで、私以外の方も何人かおっしゃったと思うのですけれども、関係団体は必ずしもNPO、NGOだけではなくて、大学といった教育研究機関も入るだろうという話です。獣医師会などの職業団体も入るのではないかとということです。この各主体の役割の上から2行目がNPOとかNGOに限ってしまっているのもう少し下のところは関係団体・機関になっていますけれども、研究教育機関とか職業専門団体も入っていることが一目で分かるようにしていただいたほうがいいと思います。

計画というのは、道民が見て、啓発という目的もあると思うのです。ですから、(2)のところも、ここに大学のような研究教育機関とか職能団体が入るのであれば、この表現と中身ももう少し膨らませていただいて、大学とか研究教育機関も職能団体も入るという形にさせていただくと、より広がりがあって、全体に非常にインクルーシブに、包括的になっていいという気がしました。

それと連動して、29ページの連携体制の構築ですが、ここにくると関係団体がみんななくなってしまうので、教育機関とか研究機関とか職能団体とかその他NPO、NGOも含めて、もう少し包括的に、非常に一般的なものでよいので、何か言及しておいていただくと、この先、中長期的に効いてくるのではないかと気がしましたので、ご検討いただければありがたいと思います。

それから、資料2-2ですが、農業については指標が設定されるが、漁業については皆無なので設定するべきではないか、海洋環境についても同様ではないかというところですか。これも、おっしゃることは具体的にないから難しいというのは分かりますが、これも一般論として、今後検討する、継続すると一言どこかに入れることはできないでしょうか。

生物多様性保全計画は結構長いスパンで効いてくるので、網をかぶせておいたほうが一般論としてもよいのではないかと、将来に向かって閉じてしまわないほうがいいのではないかと気がします。今後検討するというものでもいいし、そういうものを、一言、どこかに入れることはできないものだろうかと考えました。

○吉中部会長 非常に具体的なお提案いただきました。ありがとうございます。

ざっと11項目ぐらいだと思いますが、まず、事務局のほうでお答えいただけることありましたらお願いします。

○事務局（橋本課長補佐） 基本的には、いただいたご意見を踏まえて修正など検討させていただきたいと思います。関連部局との調整もありますので、そちらの調整も含めて検討させていただきたいと思います。

今回用意している指標群は、あくまでも試行的といいますか、我々として完全に評価できますというのではなくて、現状でこれでどうでしょうという形の指標一覧となっております。行動計画編の33ページをご覧くださいと、その辺の悩ましいところが7行目から9行目にありまして、生物多様性の評価等に係る技術的な進展等を踏まえ、

必要に応じて指標の追加や削除、修正等を行うこととしますと書いておきまして、今すぐにはできないことに関しては、例えば指標群の中に取り込みを考えると、そういったことを今後検討していくというように考えていました。

○吉中部会長 海洋生態系漁業の辺りは、基本方針で言うところどこにうまく落とせるでしょうか。いろいろなところにまたがっているのでしょうか。

○児矢野委員 ぱっと見ですと、行動計画編の12ページの農林水産業のところでしょうか。取るべき行動の2は土地なので海洋は入ってないですね。だから、指標は無理でも、ここに漁業とか海洋環境の保全の話が入っているかどうかということだと思います。

これを拝見すると、上から8行目ぐらいに漁獲管理の話は出てくるのです。その上に、水産系廃棄物、漁網の再生利用の話は出てきますね。この辺りが水産の話ですけれども、一応、こここのところにも入ってはいるということですが、これよりも何か書くべきかということでしょうか。先ほどの指標が入っていないというのは、今のところ、指標で使えるものがないので仕方ないというお話ですね。

○吉中部会長 そうですね。行動計画編の13ページに少し書き込まれていて、15行目から17行目にも資源管理という観点から漁業のことが書かれています。この辺で何かいい指標がこれから設定できるといいなと思いました。

○児矢野委員 ここを拝見すると、海洋環境とか生態系という言葉が入っていないのです。そこがちょっと気になりました。水産資源の管理の話と廃棄物の再生利用、循環利用の話は出てくるのですけれども、海洋環境の保全と両立するような漁業を進めますとか、海洋環境、生態系の保全という言葉が入っていないので、そこがちょっと気になっています。

国のみどりの食料システム戦略も、水産のところは一般的な話にはなっているのですが、例えば、藻場の再生という形で、海の海洋化、これはブルーカーボンですけれども、それにも資するという話は最近よく見るので、海洋環境、生態系の配慮という言葉はどこかに入れられないか、または、この中に入れられないかと思います。これは国際的には完全にトレンドなので、ご検討いただければと思います。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○白木委員 先ほど、児矢野委員から、モニタリングに関して、今、挙げられている項目だけでよいのかというご発言があったと思います。希少種に関することは書いてあるのですが、生物多様性なので、希少種に限らず、多様性指数を出すとか、リストアップですね。対象とするエリアの中の生物種のリストアップが必要かと思うのです。

その案として、生物多様性保全の森という言葉が挙がっていますが、これはどのような場所を想定されているのか分からないのですが、例えば、北海道が管轄するような国定公園だったり、道の鳥獣保護区だったり、道民の森をもし想定されているのであれば、道が管轄しているところに関しては、生物種リストを作成していく必要があるのではないかと思います。この辺りの希少な野生動植物の生息・生育地というものももちろん重

要ですが、それだけではなくて、とりわけ北海道が管轄しているような保護区に関しては、生物種のリストをつくって、多様性の把握、あるいは改善、保全等をしていくということが一つ必要ではないかと思いました。

○吉中部会長 具体的に言うと、どこになりますか。

○白木委員 29ページの関連する施策の概要のアの7番目に新たに追加されているところに関してです。

○吉中部会長 ありがとうございます。

○児矢野委員 度々すみません。二つ言い忘れました。

1点目は、整理していただきました資料2-1の4ページ目の学校教育の話です。これは会議の中でも何人かの委員がおっしゃいましたが、要するに変更はないというご対応だと理解しましたが、他方で、既にやっていると対応案のところに書かれているので、そうなのであれば、一般的な形で明示をしても全く問題ないのではないかと思いました。

具体的には、28ページですけれども、私のように法律をやっておりますと、ここに書かれていることは例示なのだけれども、割と力を入れますという話だと思うのですが、これを見ると、野鳥絵画の制作とか道民カレッジということは具体的に書いてあるのですが、学校教育の理科教育なり環境教育の話はほとんど書いていないので、そっちのほうはあまり重視していないのかという誤解を招く可能性があるように思われます。

ですから、この中に黒丸を1個つけて、学校教育一般において積極的に環境教育を推進するよう努めますというような感じのものでよいので、入れていただければどうかと思いました。

2点目は、29ページですけれども、データの蓄積の話があります。資料を拝見しますと、データの蓄積が十分ではないことを前提に、さらなる調査研究や情報収集が必要である旨、追記しましたというふうにご対応いただいたのですけれども、これを見ると、データの蓄積が十分ではないことは書いていないのです。

ですから、具体的な案としまして、取組の考え方とところに、第1段落の下から2行目のところに、生物多様性の現状やその動向を的確に把握し、生物多様性に関する施策の形成の基盤とするためには、現時点の知見は十分ではありません。したがって、継続した調査研究や情報収集をさらに進めるというように、現時点において知見は十分ではない、または、こうした中、本道においては、道のほか、国や研究機関等によって様々な調査研究が実施されてきましたが、現時点の知見はいまだ十分ではありません。したがって、生物多様性の現状やその動向をというふうにご対応いただくと。

ここは、科学者の方が何人か現時点の知見は十分ではないとおっしゃってしまっていて、そこからどうすべきかという話だと思いますので、これははっきり書いていただいたほうがいいのではないかという気がしました。

○吉中部会長 そのほか、お気づきの点、ご質問はいかがでしょうか。

○白木委員 先ほど児矢野委員がおっしゃっていた漁業、水産業あるいは海洋環境のどこ

ろです。

例えば、18ページの基本方針3のイの自然を活用した気候変動対策緩和の推進というところに、藻場によるブルーカーボンの話が出ています。藻場は漁業資源の保全においても、海洋の生物多様性維持においても、あるいは、今、CO₂の吸収源としても非常に重要なものだと思います。これは、こちらの2のほうにも関連しますし、何らかの指標を入れたほうが良いと思っています。

今、ネットで調べたら、今、簡単な指標をつくりましたとか、つくっているとか、いろんな情報が出ていますので、今すぐは無理かもしれませんが、藻場に関しては、先ほどの箇所にも入れていただいて、今後、指標を考えていく必要性が高いと思いました。

続けて、関連指標の基本方針5の管理指標はついていないのですか。4まではあるのですけれども。

○吉中部会長 基本方針は四つなので、横断的・基盤的な取組をどうやって評価するかということですね。

○白木委員 そうです。それを確認したかったのです。

○吉中部会長 仕組み的なところの評価をどうするかということですが、いかがでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） この指標については、目指すべき状態をそれぞれの基本方針に設定していきまして、目指すべき状態が実際にどうなのかということの評価するための指標群ということになっています。目指すべき状態の設定が基本方針の四つ目までとなっておりますので、横断的・基盤的な取組に関しては指標を設定して評価するという作りにはなっていないということです。

○吉中部会長 ご説明をありがとうございます。

○白木委員 おっしゃられていることは分かるのですが、例えば、目指すものを想定するに当たっても、専門分野の希少種の保全ということを考えれば、モニタリングがまずあって、どういう状態なのかということが分かって、その目的に向けた対策、施策をしていくこととなります。ということであれば、5番の横断的・基盤的な取組に挙げられているというモニタリングの内容について、基本方針のほうで指標をつくることは可能なのでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） 指標は、それぞれの施策の進捗状況の評価することには使う予定がなくて、あくまでも、それぞれの基本方針でこういう状態を目指しますとっている、その状況の評価のために指標群という形で活用することを想定しています。

ですので、それぞれの指標をもって、例えば、モニタリングが進んでいるねというふうに見ることは、この計画の評価の中ではないということになるのですけれども、モニタリングに関しては、白木委員がおっしゃるように、再掲という形で基本方針1の中に入っているものもございますので、そういったことを実現した結果として、そのような

損失をもたらす危機ということで、資料3-1の18ページをご覧ください。

基本方針1は、生物多様性の損失をもたらす危機への対処ということですが、この対処をしましょうという方針は、どういう状態になったら実現していると言えるのかというのが目指すべき状態ですが、生態系の規模が全体として増加し、それらの質が向上している、生物多様性への負荷が低減されている、こういった状態になっていれば、この基本方針の生物多様性の損失をもたらす危険への対処が進んでいると考えるということですので、その一つとして、生態系の規模が全体として増加し、それらの質が向上しているということの評価するためのものとしてのモニタリングがあれば、それは指標になり得るということです。

○白木委員 ありがとうございます。分かりました。

○吉中部会長 赤坂委員、よろしくお願いします。

○赤坂委員 指標について、前回もありまして、今日も話題に出たと思うのですが、常にアップデートができるような余白を残すような記述はすごく大事だと思います。

それとは別に、今、拝見している中で、こういう指標はすごく難しい中でつくっていくと思うのですが、指標の中で因果関係を持ち過ぎると、ある指標はすごく過大評価されてしまいます。例えば、今、エゾシカの推定個体数みたいなものが指標にあると思うのですが、これに加えて狩猟者の人数も入っています。恐らく、この間にすごく強い因果関係があって、二つの指標が一気に連動してしまうと、多分、評価したときに、ほかの指標に比べて点数がすごくずれてしまうと思うのです。そういったことに少し留意されたほうがいいと思ったので、コメントさせていただきます。

○吉中部会長 評価の際に、これらの指標群を総合的に検討する際に十分配慮することが必要だと思いました。

○猿子委員 行動計画編、資料3-2の29ページの39行目です。ここに鳥インフルエンザのことが書いてありまして、渡り鳥に由来する野鳥の高病原性鳥インフルエンザ発生早期発見及び蔓延防止を図るため、渡り鳥の飛来状況の巡視等を行うとともに、死亡個体の回収・簡易検査を実施します（再掲）とあります。

最近の野鳥の会などの最近の研究では、鳥インフルエンザを媒介するのがハエだということが明らかになってきましたので、鳥だけを監視していても鳥インフルエンザの蔓延は防げないと。要するに、イエバエなどのハエを養鶏場に入り込ませないような仕組みも研究していかないと、鳥インフルエンザの蔓延は防げないという状況になってきています。

ですから、ここだけ読むと、いかにも渡り鳥がインフルエンザを運んでくるから、渡り鳥だけを監視して、渡り鳥のふんから出たよ、皆さん気をつけてねというだけでは防げないのです。特に今回問題になっているのはイエバエとかギンバエで、環境省の研究によれば、ハエのうちの3%前後が高病原性のインフルエンザの菌を持っていて、戸の隙間とか人とかにくっついて養鶏場に入ってきて、そのハエが高病原性のインフルエン

ザのウイルスを持っているので蔓延していくということが最近の研究で分かってきたのです。

ですから、これだけだと片手落ちだなという気がするので、そこは考えてもらいたいと思いました。

○吉中部会長 どうもありがとうございました。

この再掲というのは、最初に出てくるのは行動計画の12ページですね。野生鳥獣とのあつれきの軽減に向けた取組の一つとして、今のご指摘のところが出ているということですね。事務局、何かありましたらお願いします。

○事務局（鈴木自然環境課長） ありがとうございます。

確かに、おっしゃいますように、養鶏場における鳥インフルエンザは、ネズミなどという話も出ていますね。ただ、そうなると、鳥インフルエンザ対策の考え方になっていきますので、ここはあくまでも野鳥に関する部分ということで記載しているつもりですが、ご意見を踏まえまして記載方法を考えさせていただきます。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○松島委員 オンラインの参加で失礼します。最初から参加できていなくて、途中から議論に参加しているので、ひょっとしたら勘違いがあるかもしれません。先ほど児矢野委員がご指摘されていた海洋生態系の話をごどこかに入れたほうがいいのではないかとありますが、僕の感覚では、基本方針1の3-2行動計画編の見え消しの9ページです。優れた自然地域を核とした生態系の機能の保全というところに海洋生態系の話があってもいいのではないかと思います。

26行目で、漁業の資源回復の話や漁獲量等が入っていますが、そもそも生態系を保全するというをここにまずは位置づけておくのがいいと思いました。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

○坂東委員 先ほど、鳥インフルエンザの解釈の話がありまして、これは再掲ということで出ています。もともとは養鶏場での蔓延防止のことを言っていて、5番を見てしまうと、養鶏場の蔓延防止というよりも、野鳥の間での蔓延防止も含めるような誤解を招くと思うのです。そういう意図ではないと思うのです。

いろいろな動物の分類というか、野生のものと家畜との関わりという中で、表現の仕方違う解釈が成立するような部分がほかにもあるのかもしれないと思っています。今の鳥インフルエンザに関しては、行動計画編の29ページで再掲されていますけれども、蔓延防止を図るためにというところの主語は、野鳥の間のことを言っているのか、養鶏場、要するに人の側での問題を言っているのかということ、ちゃんと分かるようにしておいたほうがいいという印象を持ちました。

○吉中部会長 おっしゃるとおりですね。ほかにいかがでしょうか。

○白木委員 先ほどの指標群に関してですが、例えば、基本方針1の中に設定される生物多様性の森でしたか、想定されている場所があったと思うのですが、全ての生物という

ことではないですが、リスト化した生物種・数とか、多様度指数とか、そういったものを入れることができないかということが一つです。

それから、タンチョウの越冬分布調査で観察された個体数というのがあります。これは、個体数が多い少ないということの評価するのでしょうか。増えたからよいという感じで使われるのでしょうか。

○吉中部会長 生物多様性の森というのはどこに出てくるのですか。

○白木委員 すみません。生物多様性保全の森林でした。行動計画編の29ページです。

これが実際に何を示すのか分からないのですが、例えば、こういった対象区域でモニタリングをするのであれば、対象とする生物の種数とか多様度指數的なものを指標の一つとして使えればいいと思います。

○吉中部会長 事務局からお願いします。

○事務局（橋本課長補佐） 29ページの生物多様性保全の森林は、水産林務部の取組となっておりまして、道有林の中で、道指定の、条例で指定している指定希少野生動植物種に該当するような植物が生育しているとか、それ以外の希少種に当たるようなものの生息、生育が確認されている場所を道有林の中で生物多様性保全の森林ということで位置づけて、道有林を管理している職員が希少種の生息・生育状況をモニタリングしながら配慮していくという取組をしている箇所になっています。

年に1回の会議が持たれていまして、今年も2月中に議があるのですが、去年の例でいきますと、森林を管理している職員が野生生物の調査に慣れていないということで、希少種自体の調査が職員実行ではなかなか難しいということがあって、どういう形できちんとしたモニタリングができるのかということが議論になっておりました。

そのような状況ですので、動植物について、メジャーな分類群に限るとしても、それを職員実行の形で実施するのは現状としては難しいということがあると思いました。

もう一つ、タンチョウのほうは、これも増えるといいか、減ったらいいかということよりは、この指標が示すものはあくまでも動向であって、どちらかという長いスパンで見た昭和27年スタートの越冬分布調査ですので、昭和27年からの長いスパンで見たときのタンチョウの状況を示す一つの指標と捉えております。ですから、短期的に増えた、減ったというより、データの中身を見ながら評価に活用していくということになるかと考えております。

○吉中部会長 よろしいでしょうか。

○白木委員 ありがとうございます。そうすると、先ほどの生物多様性保全の森林に設定し、モニタリングを行うというのは、希少種だけということですか。この中に生物種リストみたいなものは入っていないということですか。

例えば、今後、環境省が管轄していないような国定公園とか道の鳥獣保護区でモニタリングをするのであれば、それを指標として使っていければと思っています。ここの全体的な大きな目標の一つとしては、劣化した生態系の再生、改善、回復というのがあります。

ますので、それをきちんと見える化できるようなものがあればいいのではないかと思いますので、そのような意見を述べました。

タンチョウに関しては、個体数の把握は非常に重要だと思いますが、エサをやってそこに集まってくる個体数という点は、問題点も含むものになっています。タンチョウの個体数に関しては、給餌場だけではなくて、給餌していない場所でも個体数を数えていて、その結果が公表されていると思うのです。北海道もお持ちだと思います。むしろ、給餌場以外のところにどのぐらい分散されているか、そういったものを見ていくというのは生息数調査の使い方としては重要ではないかと思えますし、より適切な保全のための評価としては、そういった使い方も考えたほうが良いと思います。

給餌場に限らず、ほかの地域でどのぐらいいるかというのが地域ごとに出ているはずなので、そういったものも取り入れて評価していくのが良いと思います。

- 事務局（橋本課長補佐） 現在、環境省の委託事業になっているのですが、タンチョウの越冬分布調査を12月と1月に行っています。白木委員がおっしゃるように、特に私たちのほうで給餌場限定ではなくて、各振興局で事前に生息状況を聞き取りなり現地に行ったりして調査をして、12月あるいは1月に分布が確認されるところで同じタイミングで調査をするという形を取っています。

ですから、1月のほうが餌場が少なくなって、まだまだタンチョウが人工的な給餌に頼っている個体が多いと言われていて、絶滅のおそれを脱しない理由になっていると評価されていまして、周知はしているのですが、それ以外の場所の情報が大事だと私たちも考えておまして、今、12月、1月という越冬期に餌を取る場所が給餌以外にあるのか、あるいは、ねぐらも確保できて、タンチョウとして越冬できる環境があるのかというところの基礎的なデータになるものと考えて、情報は評価に使っていきたいと考えております。

- 吉中部会長 これは一委員としての意見ですが、この指標のタンチョウ生息数に加えて、生息状況というか、少し広い指標があってもいいと思いました。今、指標として挙げられているのは、数字で出せるようなものが多いと思うのですが、そうではない指標があってもいいと思っています。具体的にタンチョウで言うと、今、事務局でご説明いただいた越冬している時期の分布状況、さらに言うと、夏場の分散状況について、数字では出てこないかもしれませんが、地図では出てくると思います。道東以外のところの数も出せないことはないかもしれませんが、検討していただければいいのではないかと思います。

ほかにかがでしょうか。

- 児矢野委員 行動計画編の15ページの魚道のところですが、下から二つ目の丸です。ここの基本方針は、森、川、海のつながりを考慮した生態系の連続性に注目した話だと思うのです。それで魚道の話が出てきたと思うのですが、ここは魚道の整備だけだとちょっと狭いので、一般的な話も含めて、例えば、「魚道の整備による河道の連続性の確

保など、森、川、海の生態系の連続性に配慮した河川環境の整備に努めます」と。これも「努める」なので、具体的に何をやるかは非常に広い裁量がありますが、恐らく、現在、国の施策もそっちの方向性に行っていると思うので、もう少し広げた形にしてみたらどうでしょうかという提案です。

そうすると、基本方針2の中身のつながりですね、森、川、海につながりに非常にマッチするのではないかという気がしました。

○吉中部会長 ほかにお気づきの点はありますか。

これも一委員としての質問ですけれども、先ほど、前回の意見を踏まえたという表の中で、マッチングのところです。行動計画の31ページに、地域で活躍する人材の育成やマッチング等を通じたという項目には残っているのですけれども、これは残したほうがいいということですね。あるいは、取組の考え方のところでもマッチングという言葉が使われています。先ほどの表のご説明のところでもマッチングという言葉に違和感があるということで、資料2-1の6ページに具体的に講師派遣と書いてありますけれども、項目はやはりマッチングは残したほうがいいというお考えでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） 先ほどのご説明で「マッチング」という言葉を外したというお話をしましたけれども、確かに項目や考え方にはそのまま残していて、具体的な関連施策の中でその説明をする形で修正しておりました。ちょっと説明不足になっておりました。

38・39行目の表現で、分かりづらさは具体的にどういう意味かということで説明をするという対応になっておりました。

○吉中部会長 分かりました。ありがとうございます。

○白木委員 37ページの基本方針2の指標ですが、(1)の道外や国外も含め、様々な地域との間の生物の多様性のつながりが形成されているという指標が、ラムサール条約登録湿地数と世界自然遺産登録件数なのです。これはこれでいいのかもしれないですけれども、これが変わっていくのではないかという気もします。例えば、ラムサール条約の登録湿地であれば、ビジターセンターがあって、定期的に水鳥類のカウントなどを行っているはずなので、そういったものを指標に入れ込むことはできるのではないかと思います。

自然遺産のほうはよく分かりませんが、自然遺産でも、環境省の機関があると思います。例えば、知床だとワシ類のカウントを独自にやっていますので、そういったデータを指標として使っていくのがいいと思いました。

○吉中部会長 関連する施策で言うと、行動計画の14ページですね。

ラムサールのほうで言うと、利用者の状況とか利用者への指導というものもあるので、そういう指標も考えられる気もしますので、少し検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

遺産のほうは、施策のほうは具体的に、海洋の統合的海域管理計画の推進となってい

るので、それを評価する指標が欲しいかなという感じがします。登録件数数ではないですね。ちょっと具体的な案がありませんけれども、世界遺産の科学委員会ですと評価されていることだと思うので、そこと連携しながら見ていくというような評価があってもいいと思いますが、いかがでしょうか。

○児矢野委員 今のところの関連で、ちょっと飛びますけれども、まさにここら辺が国際機関との連携というのが横断的な取組のところでありましたね。まさにそういうものに当てはまってくるのではないかと思うのです。

確かに、予算の問題もあるし、向こうとの話やデータのこともあると思うのですけれども、公表されているものをうまく使えないかと思います。そういう意味で、評価の部分で国際連携機関と、それも実質的な連携になるので、いいのではないかと思ったりしたのですけれども、どうでしょうか。

ラムサール条約に関しては、私が数年前に国際法と国内法の研究者と共同研究プロジェクトをした際に、登録までは日本は割と熱心だけれども、登録後の実施状況がいまいちなのではないかという課題が出ていたこともあるので、まさに今のお話で、実施状況というか、これがうまく管理されているかという状況について、何か指標ができるというのかなと思いました。具体的な妙案がなくて申し訳ないのですが、そう思いました。

○事務局（鈴木自然環境課長） 委員がご指摘のとおり、ラムサール条約登録湿地も世界遺産も一、二年で変わるようなものではないというのは確かにそのとおりです。今、ご指摘のありましたビジターセンターにおける水鳥のカウントや、知床であれば海域管理計画で使用している指標なども想定されますので、そこは持ち帰って検討させていただきます。いずれにしても、あまり変化のない指標も、指標としていかなものかというところがありますので、そこは検討させていただきます。ありがとうございます。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○早稲田委員 資料2-2の2ページですけれども、先ほどご説明いただきましたが、一つ目の意見のところ、野生鳥獣対策に対応した専門的職員の配置についてというのは私の意見です。

これは、前回にも意見として挙げさせていただいたのですが、そのときの回答としては、エゾシカとかヒグマの個別の計画で対応していくので、全体の計画には記載できないということでした。改めて、もう一回、ここで書きました。そのときの一つのポイントとしては、外来種も含めた野生鳥獣対策全般に関わる事項なので、この計画に書いてほしいということです。

先ほど、この部分のご説明をいただいたときに、ヒグマの計画で配置が進んでいるというお話がありました。その部分は、私も専門の部分があるので、計画として進んでいることは聞いておりますが、そういった経過があったことを踏まえて、該当する部分を確認させていただきたいのですけれども、資料3-2の11ページです。34行目からの段落ですが、狩猟者の高齢化等に伴って対策の担い手の確保が課題となっているとい

うことと併せて、「広範な野生鳥獣対策をコーディネートする能力を有する人材の確保が必要となっています」と書かれています。「広範な野生鳥獣対策のコーディネートする能力を有する人材の確保」と明記されているにもかかわらず、その下の関連する施策の概要のところでは、それに該当する施策が読み取れないのが残念なところです。

私の意見の中では「専門的職員の配置」という言葉を使っておきまして、その部分が道の施策としてかなり重いということであれば、今、道の職員に対して、特に振興局の職員に対していろいろ研修等をやって専門性を上げようとしている取組もございまして、その部分を記載するような、要は、ゼロ回答ではなくて、もう少し意見を酌んで記載を検討いただけないかというお願いでした。

○吉中部会長 確かに、エゾシカの管理計画やヒグマの管理計画の中で、地域での協議会だったでしょうか、振興局がコーディネート役を進めていくという書きぶりがあったように私も記憶しております。そういう意味で、広く言うと、12ページ具体的な施策で書かれている16行目、18行目のあたりに含まれると言えないこともないと思いますが、今、早稲田委員がおっしゃったように、人材という点で、それぞれの計画に書かれてあるような内容でも構わないので、その辺りを書き込むことはできないものでしょうか。

○事務局（鈴木自然環境課長） 今、部会長がおっしゃいましたように、具体の施策としては、エゾシカ管理計画やヒグマ管理計画に基づく対策を推進しますという中に早稲田委員の指摘された人材の育成なり何なりが包含されていると我々は考えているのですが、早稲田委員のおっしゃった職員の知識の向上といった取組の追記について、持ち帰りまして検討させていただければと思います。道の総合的な鳥獣対策の計画もございまして、そういった中でも職員の資質向上ということも方向性としては挙げていますので、そういったものをここに追加するなど、少し考えさせてください。ありがとうございました。

○早稲田委員 よろしくお願いいたします。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 今の早稲田委員のご提案と事務局の話に関連して、例えば、12ページの関連する施策の概要のAの一番下の辺りに、鳥獣の保護・管理を適切に進めるため、人員の話は微妙だということでしたが、人員の配置の検討、専門家の育成、職員の能力向上など、体制の整備とか強化に努めますという一文を入れるというのもありかなと思いました。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

個別の管理計画の書きぶりも併せて、今の児矢野委員のご意見も踏まえて、少し事務局で検討していただければと思います。

○近藤委員 今の鳥獣の管理の関係について、そういう言葉で書いてもいいのですけれども、例えば、ハンターという人材、それから、物をとった後に処理する施設、施設やハンターに対する資金的な援助、この人、物、金というものがきちんと文書化されなけれ

ばいけないと思います。ただハンターと書いただけではできないのです。2030までの間にあつれきの問題は解決されるのでしょうか。

皆さんも知っていると思いますが、先日、北海道で特に普及しているハーフライフの問題がありますので、そういうものが逆な方向に動いていて、北海道は特にエゾシカ、ヒグマの問題で云々となれば、もう少し捕獲に実際に関連する警察署とか、具体的に挙げないとできないです。いつまでも、国だ、道だ、ハンターだと言っている、これは解決されません。

北海道民だけではなくて、全国の国民の命を守るとなった場合、もっと真剣に考えていかないと大変なことになると思います。

それから、これから増えてくるであろうアライグマとか、本州で一番問題になっているハクビシンです。あんな小動物をどうしますか。あれは人家にいますよ。

そういうことを考えると、私もハンターをやっていますけども、道の職員もあつれき問題をどうしていったらいいのか、大変ではないかと思います。相手は生き物ですからね。

もし書くとすれば人、物、金を一つの文章の中にうまく入れれば、すっきりすると思います。ただ、2030までにどうなるのかは分かりませんが。

- 吉中部会長 行動計画で言うと12ページのあたりで狩猟免許試験の受験機会を増やすとありますけれども、その辺りでもし書けることがあれば検討していただきたいと思います。

それから、外来生物等の管理も項目としては挙がっておりますけれども、それをぜひ具体的に強力に進めるべきというご意見だと承りました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

- 白木委員 14ページの基本方針2に関連すると思うのですが、生態系同士のつながりとか、一体化した流域の保全とか、森、里、川、海の生態系のつながりとか、そういったものを評価する指標がないように見受けられます。

とても難しいと思うのですが、もっといい意見があれば、そういったものも出していただければと思います。

例えば、14ページの(2)にアンブレラ種という言葉が出ています。アンブレラ種は、多くのものは複数の生態系を利用するものが多いと思うのです。なので、例えばアンブレラ種に着目して、複数の生態系、生息環境を利用するアンブレラ種の個体数をとると厳しいので、個体数の把握数とか、ちょっとずつでも把握されている数が多くなればいいのか、また、先ほど生息環境の保全という言葉が出てきましたので、そういった対象になるようなアンブレラ種の保全生息地数とか、全数ということではないですが、把握されている数や保全できた生息地の数を指標にすることはできないのでしょうか。

- 吉中部会長 基本方針2の(1)か、基本方針1で使える指標が何か設定できるかということですね。

○事務局（橋本課長補佐） アンブレラ種とか、生態系の上位種とか、生物が関わる生き物や生態系が、今、どれだけ明らかになっているのかということが、もし評価に使うとしたら必要になってくると思います。それについてある程度明らかになっているものがあれば、アンブレラ種などの生息状況がどういう意味を持つのか、そういった評価につながってくると思うのですが、逆に言うと、そういったことが明らかになっているものがどれだけあるのか、もし分かれば教えていただいて、その辺りを参考にしていきたいと思います。

また、先ほど赤坂委員からご指摘のあった指標の関連を考えると、関連はあるけれども、因果関係はどのぐらいあるのかとか、それだけを前面に出したときにほかのところとどうなのかといった関連性で見ていったときに、バランスも難しくなってくると思っています。総合的な部分である程度情報が整っているということであれば、アンブレラ種の生息状況も指標として取り入れるということも一つあると思います。

例えば、シンボルとして、豊岡市のコウノトリとか佐渡市のトキのように、それが生息することがどういう意味を持つのか、田んぼという生態系にどれだけ生き物がいるのかという指標に例えばコウノトリがすんでいる水田がなりますと。つまり、そういう管理ができている水田ですということをシンボル種の生息状況で評価できると思うのです。そういった関係性が北海道の中のシンボル種になるようなものでどれだけ明らかになっているのか、その辺りの情報がありましたら教えていただいて、そういった中で検討可能なものは検討できればと考えております。

○白木委員 ちゃんと理解し切れていなかったかもしれませんが、アンブレラ種の定義というか、アンブレラ種と想定したときに、本当にその種がいれば多様な生態系が保全されるのか、そういったことが明らかになっていなければいけないということでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） 指標となると、状態を評価するということになります。例えば、基本方針でいきますと、本編資料3-1の20ページ、生物多様性保全に資する土地の適正利用・管理というのが基本方針の2番になりますけれども、目指すべき状態としては、道外や国外を含めて様々な地域との間の生物多様性のつながりが形成されている、あるいは、生物多様性保全に貢献するエリアが十分に確保され、将来にわたる保全管理体制が構築されている、これを指標で評価することになりますので、例えば、アンブレラ種の生息数がどういう意味を持つのかといったときに、そのアンブレラ種が関わる生き物がどういうふうにいる、それが生息、生育できるためにはどういう生態系があって、その生態系が確保できているのはどういう取るべき行動から関わってきたのか、そういった関係性が見えると、目指すべき状態の評価にアンブレラ種の生息状況は使えると思いますが、今、そういった関係性がどれだけ明らかになっているのかというところで、もし情報があれば知りたいということです。

○白木委員 例えば、14ページの行動計画の（2）の取るべき行動の2の考え方には、猛禽類に代表されるアンブレラ種は、生存のために広域的な自然環境を必要とするとい

うことで、オジロワシの例が出ていて、大径木のある森林と餌場となる水域の両方が必要であると。なので、複数の生態系を利用する、またがるアンブレラ種、生物種であるということが書かれているのですが、そういったことではなくて、ほかの生物種の個体数に関しても定量的なデータがないという感じですか。

- 事務局（橋本課長補佐） そうですね。ざっくりと、アンブレラ種に当たるようなものというのは、それを支える生物とか生態系が充実していないと生息、生育ができないというところがあると思います。そういう意味で、その種類が生息しているということは、そういう意味を持っているという評価はできると思うのですが、そのぐらいざっくりした評価をするのか、あるいは、アンブレラ種が生息することの意味合いを明らかにしていくという、先ほど言った目指すべき状態の中で、白木委員が研究の対象とされているオジロワシが、例えば生息状況が改善されている、あるいは、生息数が地域的に増えているという結果が指標として得られたときに、目指すべき状態としている道外、国外も含めて様々な地域との間の生物多様性のつながりが形成された結果として数が増えているということをその指標から説明ができるのか。あるいは、オジロワシの生息数が増えたということが生物多様性に貢献するエリアが十分に確保されている結果であるとか、生物多様性保全に貢献するエリアが増えた結果として生息数が増えたのだということが言えるとすれば、生息数のデータは指標になり得ると思います。

ただ、我々にそこをつなげられるかどうかという知識、情報がないので、例えば、白木委員の研究対象を見たときに、そのようなことがもしご説明できるようであれば、指標の中に十分入り得るものかなと考えます。

- 白木委員 オジロワシに限らず、一般的な猛禽類も含めて、研究で定量的にその種が生息することで、下位の生物層の生物多様性は高いことを示している論文はありますので、そういった根拠にはなると思うのです。

そういったことは非常に重要だと思うのですが、ほかの指標を見る限り、そこまで厳しく考えたものがほかにはないと思うので、そこまで厳しくしなければいけないのかという気はするのですが、もちろんそういった論文等があります。

- 事務局（橋本課長補佐） 逆に、そのつながりが見つけられないので、指標としてはちょっと難しいかなというところがあるのです。

- 白木委員 それであれば、14ページの取るべき行動2の代表ということで、アンブレラ種と、オジロワシという言葉が出ていますが、指標にできないようなものをこの考え方に入れてしまうのもちょっと矛盾があるような気がするのです。

結論から言うと、全ての種は言えませんけれども、そういった因果関係が明らかになっている種はいますので、使えるものもあると思います。

- 吉中部会長 少なくとも、ラムサール条約登録湿地数よりは関連がありそうな気がします。ほかにいかがでしょうか。

- 児矢野委員 今、基礎資料編を拝見しておりまして、これまでの話とは全然違うのです

けれども、35ページの漁獲可能量のTACの記載内容がちょっと古いのではないかと思います。

96年の国連海洋法条約の批准を受け制定された海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、これはTAC法と言われているものですが、それに基づいて、1997年1月から運用開始されたTAC制度ということで、ここまでは正しいと思うのですが、2018年に漁業法がかなり大きく改正されて2020年から施行されているのですが、その改正漁業法の中にTAC制度が全部取り込まれまして、TAC法自体は既に廃止になっているのです。2020年の施行時点です。現在、TAC制度は、改正された現在の漁業法における制度という位置づけになっていますので、ここは記載を最新の形に変えていただいたほうがいいのではないかと思います。このままですと、実際とは誤りということになります。

それから、1年間の漁獲量について、英語でTotal Allowable Catchなので、総漁獲可能量と書いていただいたほうが正確かと思えます。

条約上はTotal Allowable Catchと言っていて、条約の公定訳は総漁獲可能量だったか、ちょっとよく覚えていませんけれども、ここは総漁獲可能量である、つまり、上限であるという意味ですので、そのようにしていただいたほうが誤解を招きにくいと思います。

それから、TACは漁業の管理者である国及び都道府県ごとに割り当てられということです。恐らく、どこかからこの定義を持ってこられたと思うのですが、国ごとに割り当てられという部分は、条約に基づいて設置された地域漁業管理機関ということで、マグロの機関などいろいろあるのですが、総漁獲可能量が設定されて、国際機関で国ごとに割り当てられて、国ごとに割り当てられたものを都道府県ごとに割り当てているという構造になるのです。ですから、条約でTACが割り当てられているのは、恐らくクロマグロだけではないかと思うのです。

ですから、この文脈の行動計画で何を想定されているかということになると思うのですが、この割り当てられというのは国と都道府県に係るので、表現を少し工夫していただいたほうがいいと思います。一般の市民はそこまで細かく読まないと思いますが、ちょっと工夫していただいたほうがいいと思います。

なので、根拠法のところを書き直していただくということと、総漁獲量のところを総漁獲可能量に変えていただくということと、国及び都道府県という部分は、国の場合は条約に基づいて、都道府県の場合には国内法令に基づいていますが、そこが混交した書き方になっています。あまり正確性を追求しても、この文書の趣旨にかなうかという問題なので、そのところはもう一回ご検討いただいたほうがいいかもしれないと、専門的な見地から思いました。

それから、14ページで、先ほどのラムサール条約の登録数だけでいいのかという話ですが、国際的な生態系ネットワークの保全上重要な地域の維持管理の関連する

施策の概要のところ丸印で、鳥獣の生息状況等の調査や利用者の状況の監視、利用者への指導などの取組を進めますと書いてあって、その下にも海域計画推進しますとあります。ですから、先ほどの補完ですけれども、ここに入っているの、これをうまく利用して指標を何かつくっていただくと、ちょうど整合性も取れていいのかなと思いました。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○松島委員 先ほど、海洋のお話が出ていた中で、環境省が海洋基本計画にのっって生物多様性の観点から重要度の高い海域を選定していますが、北海道の生物多様性保全計画の中に出てこないような気がするのです。どこかにありましたか。海域の話ではこれも入れておくといいのではないかと思いました。

○吉中部会長 事務局、いかがでしょうか。基礎資料かどこかに書いてありましたか。

○事務局（橋本課長補佐） この計画の中で重要海域については特に記載しておりませんでした。

○松島委員 海域は、今、洋上風力などでも注目を集めていますけれども、基礎自治体は自分たちの土地ではないということで関われないところなので、ここは道が積極的に関わっていく部分ではないかと思います。ですから、私の意見としては、取り入れたほうがいいのではないかと考えています。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

○事務局（橋本課長補佐） 例えば、基本方針2などの中に施策として取り入れるべきというご指摘でしょうか。

○松島委員 私は1番かと思っていました。具体的な行動計画の9ページの部分でしょうか。先ほども指摘した、優れた自然地域を核とした生態系の機能の保全のところ、重要な海域が保全されるべきということで、可能であればモニタリング等を、アセスでは調査されることになりますので、できることがあればここにに入れていただければと思います。

具体的な場所は思いつかないですが、強いて言えば行動目標の1のところかと思っています。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

先ほどの議論の中でも、海洋生態系の重要性を9ページのT A Cの前の辺りに入れるべきでないかというご意見も出ていましたので、その辺りで何か触れられないか、少し検討していただけないでしょうか。

○事務局（橋本課長補佐） 海洋の関連は、ご指摘のとおり、私たちも大事だと思っているのですけれども、自然環境分野で関わっているところが多くないのです。

そこに関して、保全的な部分でどのくらい関わられるのかなということは検討させていただきたいと思うのですけれども、例えば、森、里、川、海の環境省の取組でいきますと、漁業などの生産性が陸域の管理に関わっているというのが、川を通じて運ばれる有

機物、無機物などの関わりで、浅海域、沿岸の海の豊かさに関わりがあると言われていて、そういう意味で、生態系のつながりを意識するということはあるのですけれども、保全的な施策で考えるのか。

今ご指摘いただいたのは基本方針2の中ですけれども、そのようなことを想定して、地域課題や地域づくりへの自然の恵みの活用という観点で、浅海域の生産性を上げるための関わり方といいますか、そういった観点での関わり方もあるのですけれども、そこに関しては、基本方針の15ページ、生態系のつながりを考慮した保全施策の実施の中にあっただろうかというご意見でよろしいでしょうか。

○松島委員 一面ではそうかもしれないのですけれども、本質的には、健全な生態系が保全されるということが重要なので、それが保全されることによってメリットがあるという意味ではそういう側面もあって、人間社会に役立つ、水産資源の保全に役立つというところはあると思いますが、そもそも生物多様性を保全していくことが重要であるというのは、もう少し大きな、それが水産資源の保全と明確な関連がなくても、そういう点は必要だと思うのですが、おっしゃることもよく分かります。今、それが事業としてほとんど位置づけられていないというところと、例えば、海洋基本計画もこの中で出てこないのですけれども、海洋基本計画の中では、かなり概念的ですが、海域と陸域の連続性みたいなところも位置づけられているので、うまく入れ込めないかなというのが私の意見です。

ただ、具体的にどういう書きぶりがいいのか、どこにすればいいのかというのは、今、アイデアがないです。

○事務局（橋本課長補佐） それは、北海道の水産部局との調整になりますので、ご意見を踏まえて調整させていただきたいと思います。

○吉中部会長 どうぞよろしくお願いいたします。

今、委員の間で出ていたのは、9ページの優れた自然地域を核とした生態系の機能の保全のところ、生物多様性上重要な海域という国が定めたものに言及すべきではないかということだと思います。それで具体的な道の施策が書けないとしても、事実関係は書けるかなという気もするので、少しご検討いただければと思います。

○児矢野委員 今のところに関連して、今おっしゃった重要な海域というのは、生物多様性条約のCOP9、締約国会議で基準が抽出されて、日本の場合は環境省が独自の基準を一つつけて、抽出を既にやっています。

全国では270以上あるらしいのですけれども、北海道は結構多いようです。サロベツ沿岸、納沙布岬、宗谷など、全部で10個以上はあります。水産系の話も当然あると思いますけれども、もともと出自は生物多様性条約からきていることもあり、環境省が所管していることもあるので、やはり、あるということは書くべきではないかと思います。国の生物多様性基本計画にも記載されている可能性があるし、もしもそうだとすればなおさらのこと、書いたほうがいいのではないかという気がしました。

それから、先ほどのTACの話はちょっと間違えましたけれども、沿岸域でTACを条約で設定しているのはクロマグロだけですけれども、広海域では結構いろいろあります。そこだけは訂正します。

- 吉中部会長 国が生物多様性上重要な海域を定めたときには、当然、水産庁と協議の結果で定めていますから、客観的な事実を書くことは何ら問題ないような気もするので、ぜひご検討いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

3. その他

- 吉中部会長 この後、まだ日程が決まっていますが、環境審議会にこちらの部会の審議状況をご報告して、審議会でも審議をしていただきたいと思っていますが、今日、非常に建設的、かつ、たくさんのご提案、ご意見が出ました。

事務局としては、この案で審議会に出すのがいいですか。

- 事務局（鈴木自然環境課長） 今、部会長にご説明いただきましたように、親会を2月下旬か3月頭ぐらいで日程調整してしまして、そこで今までの議論内容を報告したいと思います。本日もたくさんご意見いただきましたので、それを反映した形で報告したいと思いますが、もちろん、資料を提示する前に委員の皆様にお示ししたいのですが、その調整は部会長とさせていただいてよろしいですか。

- 吉中部会長 今日、非常に広範で有益なご意見いただきました。私は網羅的にメモを取っていないかもしれませんが、事務局のほうで記録されていると思いますので、それを基に修正案を考えていただいて、もしほかの委員のご了承を得られれば、私のほうでまず見させていただいて、皆さんに聞かなければいけないというところがあれば、集まっていただくことはできませんが、メールなりでご意見をいただいて、それを審議会でご説明するという進め方でいかがでしょうか。

今の案のまま審議会に出しても、中途半端かなという気がします。

- 児矢野委員 質問です。

私も今の部会長の提案に賛成なのですがけれども、今度の北海道環境審議会の親会に出る話は、今、議論して、中身について事務局でも検討されて、それが反映された形で出てきて、部会長がご覧になって、必要であれば委員にも意見を聞く形で出されはするのですがけれども、部会の総意ということではなくて、あくまでも中間の報告というか、あくまでも今やり取りしている最中のものということです。でなければ、私とか親会の委員も、このところは部会でも議論があるからということで、そこで出てきた案に対して、部会からというか、部会と事務局を合体した感じでいくわけですがけれども、意見を出すことはいいということですね。部会の総意という形でいくと、それに対して反論することは手続上厳しい気がするのですが、そこはもっと緩やかに考えていいということですか。

ね。

○吉中部会長 それでいいとは思うのですけれども、修正案がいつ頃できるかによりますね。

○事務局（鈴木自然環境課長） もちろんそうですし、児矢野委員は部会の委員でもあり、環境審議会の委員でもありますので、委員の立場でご発言をしないでくださいということとは言えません。部会の総意ということであればおっしゃるとおりだと思いますが、それは部会で言ってよと言われかねません。

○児矢野委員 別に反対するということではなくて、部会でコンセンサスをつくったものが行くわけではないので、そういうことを踏まえてということです。当然、コンセンサスを得て合意形成したものであれば、それに反対するのはルール違反だと思うので、それはしませんけれども、例えば、そこで反映されなかった部分ですね。

○事務局（鈴木自然環境課長） 補足的なものということですね。

○児矢野委員 そうですね。親会場で、私は自然環境部会の委員ということが前提になると思うのですけれども、それは別にいいわけですね。コンセンサスを得た合意案という形ではないので。

○吉中部会長 ぜひ審議会でもどんどんご発言いただきたいと思います。

位置づけとしては、今日の審議の結果を踏まえた部会長提案のような感じでしょうか。部会としての提案というより、部会長の提案ですね。まだ固まっていませんけれどもね。

○事務局（鈴木自然環境課長） もちろん、審議会の後に、3月中にもう一度部会を開催して、その辺りでしっかり取りまとめをしたいと思っています。当然、審議会でもいろいろご意見いただくとしますので、それを皆様にご報告して、それを反映して成案というか、案の案をどうつくっていくかという話です。

部会長が最初に言われたように、そろそろまとめにかけていかないと、いつまでもやっていくことはできません。道議会の進捗も踏まえながら我々は事務を進めていかなければなりませんので、できれば、審議会をして、その結果を基に部会でまた審議いただいて、そこでまとめたいと考えています。

ですから、これで終わりということではありません。そういうスタンスでよろしいですか。

○吉中部会長 それでは、事務局と私で案をつくって、案の形で審議会にご報告したいと思います。もし時間的余裕があれば、皆さんにしっかりと見ていただく時間を取りたいと思いますけれども、そこはまだお約束できません。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 では、そんな形で進めたいと思います。

松島委員から、国家戦略にも重要度の高い海域について一文だけ言及がありますというコメントをいただいていますので、参考にさせていただければと思います。

それでは、大変貴重なご意見を賜りまして、どうもありがとうございました。進め方

については、先ほど申し上げたとおりにいきたいと思いますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

ほかになれば、事務局にマイクを戻したいと思います。

どうもありがとうございました。

4. 閉 会

○事務局（鈴木自然環境課長） 部会長、ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、大変長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。進め方につきましては、先ほど部会長からご説明があったとおり進めさせていただきます。

以上をもちまして、第7回環境審議会自然環境部会を終了いたします。

本日は、大変ありがとうございました。

以 上